

「国土利用の実態把握等に関する有識者会議」（第1回）議事要旨

1 日時

令和2年11月9日（月）午後6時30分から午後8時までの間

2 場所

中央合同庁舎8号館8階特別大会議室

3 出席者

（委員）

| | | |
|--------|-----------|-------------|
| 兼原 信克 | 同志社大学 | 特別客員教授 |
| 佐橋 亮 | 東京大学 | 准教授 |
| 野口 貴公美 | 一橋大学 | 教授 |
| 松尾 弘 | 慶應義塾大学 | 教授 |
| 森田 朗 | 津田塾大学 | 教授 【座長】 |
| 吉原 祥子 | 東京財団政策研究所 | 研究員・政策オフィサー |
| 渡井 理佳子 | 慶應義塾大学 | 教授 |

（政府側）

| | | |
|--------|------------------|--------|
| 小此木 八郎 | 領土問題担当大臣 | （冒頭挨拶） |
| 赤澤 亮正 | 内閣府副大臣 | |
| 藤井 健志 | 内閣官房副長官補 | |
| 中尾 睦 | 内閣官房土地調査検討室長 | |
| 川辺 英一郎 | 内閣官房内閣審議官 | |
| 木村 聡 | 内閣官房土地調査検討室次長 | |
| 天河 宏文 | 内閣官房土地調査検討室次長 | |
| 藤井 敏彦 | 内閣官房国家安全保障局内閣審議官 | |
| 江原 康雄 | 内閣官房土地調査検討室参事官 | |

4 議事概要

（1）小此木領土問題担当大臣冒頭挨拶

- ・ この有識者会議は、骨太方針2020に示された「安全保障等の観点からの土地利用・管理等の在り方」について検討を深めるため、有識者の先生方に専門的な見地から御議論いただく場として開催するもの。
- ・ 自分も、防衛施設の周辺や国境離島等で、実態が不透明な土地取引が行われている

ことについて、国民の不安の声を聞いてきた。

- ・ この問題は、政治が責任を持って取り組まねばならないと考えている。総理からも、しっかりと結果を出すようにとの強い御指示を頂いた。11月4日（水）の衆議院予算委員会でも、担当大臣として国民の皆様の不安の声にお応えすべく全力で取り組んでいくことを発信した。
- ・ 有識者の先生方には、政府の政策対応の方向性について、忌憚のないご意見をいただきたい。

（２）会議の運営

会議の運営について、以下のとおり決定された。

- ・ 会議は、非公開とする。
- ・ 会議の議事要旨は、原則として、会議終了後、発言者名を付さない形で、速やかに公開する。
- ・ 会議における配布資料は、原則として、会議終了後、速やかに公開する。
- ・ 会議の内容については、会議終了後、事務局が記者ブリーフを実施する。

（３）座長の互選

委員の互選により、津田塾大学教授の森田朗委員が座長に選出された。

（４）事務局説明

事務局から、資料３の内容等について説明があった。

（５）意見交換

- 我が国を取り巻く国際環境は、厳しさを増している。「安全保障」の定義は、国防のみならず、資源や環境から情報・技術流出などまでを含む広い概念に変容しつつある。この有識者会議で、どこまでを対象とするのかは整理が必要であるが、いずれにせよ、私権の過度な制限にならないよう、対象や規制は必要最小限のものに限定すべき。
- 国民の懸念は、取得者・目的が明らかでない土地取引や、経済的な投資価値を見出せない土地取引があり、また、それらの問題の規模感が分からず、どういった制度が必要なのか見当が付かない、そもそも日本に安全保障等の観点からの土地の情報収集や管理の法制度が存在しない、という点から生じるのではないか。

- 安全保障と経済を両立させる必要がある。投資の呼び込みは重要であり、外国資本等だから問題とするのではなく、守るべきものは何か、自由な経済活動の対象外とすべきものは何かといった点を整理した上で、内外無差別の形で検討すべき。外国資本等の定義は難しく、仮に、外国資本等だけを対象にすると、いわゆるダミー会社等を捕捉できないおそれもある。
- まずは、土地の所有や利用状況の実態について情報収集を行うことが必要。現在は、各府省庁や地方自治体に情報が分立しており、地方自治体が調査を担うことにも限界があることから、国において、省庁横断的な体制を構築すべき。
- 諸外国の制度を見ると、平時は情報収集を行い、非常時には利用制限を行うとの建付けとなっている。我が国においては、平時の情報収集が行われていない。過度な私権の制限にならないよう必要最小限の範囲で、国民理解を得ながら情報収集を行う仕組みを整備していく必要がある。
- デジタル化の推進などで、事務処理コストを下げることも必要。デジタル化が進んでいる国では、土地の所有者をデジタルで速やかに追跡することができる。所有者不明土地対策の議論では、不動産登記簿の情報収集の強化の方向に進んでおり、こうした動きも考慮し、情報収集の在り方を考えていくべき。
- 対象は、自衛隊施設や米軍施設といった防衛関係施設、国境離島や重要なインフラ施設などが考えられるのではないか。昨今の国際情勢や技術の進展に鑑みると、容易に施設機能や活動を阻害させるようなことを講じられてしまう懸念がある。
- 規制の方法としては、利用規制と、取得規制を併用する方法があり得る。利用規制と取得規制のどちらかに偏ることなく、バランスを取ることが必要である。情報を収集し、管理を行い、必要な場合に収用・補償を行うといった連続的な対応を検討すべき。
- 日本は、歴史的に所有権の保護と規制のバランスが成熟していない。憲法は、国民にその自由及び権利を公共の福祉のために利用する責務を課しているものの、土地利用規制は緩い。欧州のように、コミュニティの自発性に基づく土地利用規制の制度を整えば、予想しないような開発行為が行われることはなくなっていくと考えられるが、それには時間がかかる。それまでの間に、どのような規制を行うのかを考

えていく必要がある。

- 例えば、河川法では、防災の観点から、私有地も河川台帳に掲載することされているように、公物管理の考え方が参考になるのではないか。
- 不適切な事例が見つかった場合、国に是正に向けた努力義務を課すだけでは十分でなく、例えば、土地を買い上げるなど、実効性のある仕組みとするべき。
- 実際には、大部分は実態把握のみで終わり、極めて限定的な場合において、取引に関与することになるのではないか。例えば、防衛関係施設周辺の広大な土地が購入され、その購入主体がペーパーカンパニーと目される場合などが想定される。外為法では、外国企業が一定割合以上の日本企業の株式等を取得した場合、国に報告がなされる仕組み。従前は10%以上だったが、昨年度の外為法改正で1%以上となったことにより、報告の件数は増えると思うが、このように、国として知ることができる仕組みを作ることが重要。
- 各国制度に関し、米国CFIUS（対米外国投資委員会）の審査制度は、最新の情勢を反映したものであり、参考となる。日本と同様、WTO・GATSの留保を付していない国でも、英・仏は工夫して対策を講じようとしている。

（6）赤澤内閣府副大臣挨拶

- ・ 本日は、有識者の方々から多様な意見を頂戴でき、非常に有意義な議論を行うことができた。心より感謝申し上げたい。
- ・ この有識者会議では、例えば、安全保障に関する危機管理などについて想像力をたくましくしてご議論いただきたい。今後とも、ぜひ忌憚のないご意見を頂くようお願いする。